○○○○合同会社

定　款

1. **この行は削除する。**

平成２６年１２月１９日　作成

○○○○合同会社　定款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、○○○○合同会社と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

１．○○○○

２．○○○○

３．○○○○

４．前各号に附帯又は関連する一切の事業

（本店所在地）

第３条　当会社は、本店を○○県○○市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　社員及び出資

（社員及び出資）

第５条　当会社の社員は、全て有限責任社員とし、その氏名・名称及び住所並びに出資の目的及びその価額は、次のとおりである。

○○県○○市○○区○○１１丁目１１番地１１号

　　　　　有限責任社員　○○○○　金９０万円

○○県○○市○○区○○２丁目２番地２号

　有限責任社員　合同会社○○○○　金１０万円

第３章　業務執行権及び代表権

（業務執行社員）

第６条　社員○○○○及び合同会社○○○○は業務執行社員とし、当会社の業務を執行するものとする。

（代表社員）

第７条　代表社員は業務執行社員の互選をもって、これを定める。

第４章　社員の退社

（任意退社）

第８条　各社員は、事業年度の終了の時において退社をすることができる。この場合、各社員は１ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

２ 　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、各社員は、いつでも退社することができる。

第５章　定款の変更

（定款の変更）

第９条　定款の変更は、総社員の同意によって決定する。

第６章　計　算

（事業年度）

第１０条　当会社の事業年度は、毎年１２月１日から翌年１１月３０日までとする。

（損益分配の割合）

第１１条　各社員の損益分配の割合は、各事業年度末日における損益を前提に総社員の同意により定める。

第７章　附　則

（設立時の資本金の額）

第１２条　当会社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その額を金１００万円とする。

（定款に定めがない事項）

第１３条　本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

　以上、○○○○合同会社設立に際し、有限責任社員　○○○○外１名の定款作成代理人である行政書士　佐野光男は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成２６年１２月１９日

有限責任社員　○○○○

有限責任社員　合同会社○○○○

上記有限責任社員2名の定款作成代理人

1. **赤を消して以下を追加する。**

神奈川県綾瀬市小園南一丁目９番１号

行政書士　佐野光男

上記は当会社の現行定款に相違ありません。

　平成　　年　月　　日

○○県○○市○○区○○１１丁目１１番地１１

○○○○合同会社

代表社員　　○○○○